

－3つの習慣・4つの対策－
住宅防火・命を守る7つの
ポイント

受付期限 4月25日(金)
問い合わせ 自衛隊宇和島地域事務所
(宇和島駅西隣りキヨスク
ビル1階)
☎ 0895-2315431

3月1日～7日は
春季全国火災予防運動

全国統一防火標語
消すまでは

心の警報 ONのまま

火災が多発する時季を迎えるにあたり、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させることを目的として、今年も「春季全国火災予防運動」を実施します。

重点目標

- ①住宅防火対策の推進
- ②放火火災・連続放火火災
- ③特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ④製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進
- ⑤多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導
- ⑥林野火災予防対策の推進等の徹底。

問い合わせ	住宅用火災警報器推計普及率 (平成25年6月時点)	※消防庁調べ
▼ 全国：79・8 ▼ 愛媛県：76・3 ▼ 宇和島地区広域事務組合 消防本部管内：74・5	■宇和島地区広域事務組合 消防本部 予防課 予防係 ☎ 0895-2217501	宇和島地区広域事務組合 消防本部 予防課 予防係 ☎ 0895-2217501

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

火災から大切な家族と財産を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
※平成23年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ 国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除申請をすることができます。平成26年4月からは、過去2年1ヶ月分の免除申請ができるようになります。

※これまで、過去分の国民年金保険料の免除(全額免除、一部免除【3/4、半額、1/4】、若年者納付猶予、学生納付特例)が受けられる期間は、申請の直前の7月(学生納付特例は直前の4月)までの1年以内でした。平成26年4月からは、申請時点の2年1ヶ月前の月分まで申請できるようになります。

【失業などの特例免除の対象期間も拡大されます】

◆災害・失業などを理由とした免除(特例免除といいます)は、これまで申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

◆平成26年4月からは、災害、失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。(平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1ヶ月前までです)

【申請方法】

宇和島年金事務所または鬼北町役場町民課で申請してください。必要な添付書類など、詳しくはお問い合わせください。

《ご注意ください》

- ◆2年1ヶ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、速やかに申請してください。
- ◆申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

問い合わせ先

・宇和島年金事務所 国民年金課

☎ 0895-22-5344

・役場 町民課 保険年金係 内線2114